

I はじめに

2023年（令和5年）1月31日付けで「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下、「開示府令」という）の改正に係る内閣府令が公布・施行された。改正後の規定は、2023年（令和5年）3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されており、サステナビリティに関する企業の取組みの開示が新たに求められるようになったほか、コーポレートガバナンスに関する開示も拡充されている。当協会では、当該改正に関し、監査役等の実務への影響が考えられる論点について金融庁に対し照会を行い、その結果と具体的な対応について取りまとめ公表している（「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を受けて」（2023年3月16日））。

その一方で、「有価証券報告書の作成プロセスに対する監査役等の関与」という論点に目を転じてみると、有価証券報告書については監査役等の監査は法定されておらず、「監査役等としてどのような対応をすべきか」については慎重な検討を要するテーマである。

そこで、当協会「監査法規委員会」では、今般の改正開示府令を契機として本論点について改めての整理を行うべく、検討に着手した。検討に際しては、「有価証券報告書の監査に関するアンケート」を実施し、各社の実態の把握に努めるとともに、他社にとって参考となる事例の抽出を試みている。ご多忙の中多くの会員の方にご回答をいただき、貴重な情報をお寄せいただいたことに改めて厚く御礼を申し上げる次第である。

本報告書においては、まず、有価証券報告書と監査役等監査の関係について、改めて確認する（Ⅱ）。その上で、アンケート調査の集計結果を基に、監査役等の関与に係る各社の実態を考察し（Ⅲ）、これらを踏まえ、当協会においてこれまでお示しをしてきた公表物の記載も参照しながら、監査役等としての対応を検討する上でのポイントについて言及している（Ⅳ）。

なお、本報告書は、画一的な指針を示すものではないことを予めご了承ください。言うまでもなく、個社の監査活動は画一的な最適解があるものではなく、個社の業容や実態に応じて適切な形が検討されるべきものである。本報告書の内容も全ての会社に等しく当てはまるものではなく、個社の体制整備と監査活動の実施に向けた検討を行う上で参考になれば幸いである。

なお、本文中においては、以下の呼称を用いる。

「監査役等」：監査役、監査委員、監査等委員

「監査役会等」：監査役会、監査委員会、監査等委員会

II 有価証券報告書と監査役等監査の関係

1. 金融商品取引法関連事項に対する監査役等監査の考え方

上場会社その他資本金5億円以上で一定数以上の株主を有する株式会社等は、事業年度ごとに有価証券報告書を当該事業年度経過後3か月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない（金融商品取引法第24条第1項。以下「金商法」という）¹。そして、有価証券報告書は、その中に記載される財務諸表及び連結財務諸表について、特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人（以下、「監査人」という）²の監査証明を受けなければならない（金商法第193条の2第1項）。

有価証券報告書の作成・提出等については、会社法上の規定はない。しかしながら、その作成・提出等は金商法関連法令の遵守に係る取締役の重要な職務執行行為である。したがって、有価証券報告書に虚偽記載がなく適正に作成、提出されているかについては監査役等としても関心を払うべき事項である。

2. 有価証券報告書に係る監査役等の責任

金商法において、有価証券報告書に虚偽記載や重要事項の記載漏れがあった場合は、その書類の提出会社の提出時の役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう）は、当該虚偽記載等を知らないで有価証券を取得又は処分した者に対して、当該虚偽記載等により生じた損害を賠償する責任を負う（金商法第24条の4、第22条第1項、第21条第1項第1号。虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつた場合には免責となる（同法第24条の4、第22条第2項、第21条第2項第1号）。当該免責事由の立証責任は役員側が負う）³。

なお、「はじめに」において言及したとおり、開示府令の改正により有価証券報告書においてはサステナビリティに関する企業の取組みの開示が求められることとなったが、これらは企業の中長期的な持続可能性に関する事項であり、将来に関する事項（以下、「将来情報」という）を含むものであることから、虚偽記載の責任については従来とは異なる考慮が必要となる。そこで、開示府令と併せて「企業内容等の開示に関する留意事項について」（通

¹ 有価証券報告書の提出が求められる会社は、併せて確認書（有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書）及び内部統制報告書（当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書）の提出が求められる（金商法第24条の4の2第1項、同第24条の4の4第1項）。また、別途四半期（半期）報告書等（※四半期報告書については、2024年4月1日以降に開始する四半期から廃止）の提出も同様に求められるが、本報告書においては有価証券報告書のみを取り上げる。

² 会社法に基づく計算関係書類等を監査する公認会計士又は監査法人である、会社法上の機関の「会計監査人」と区分して呼称する。なお、東京証券取引所では両者について同一とすることを求めている（東京証券取引所有価証券上場規程第438条）。

³ 金商法には刑事罰も定められており、有価証券報告書若しくはその訂正報告書の「重要な事項」について虚偽の記載のあるものを提出した者は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはこれを併科されることとなる（金商法第197条第1項第1号）。また、法人には7億円以下の罰金が科される（金商法第207条第1項第1号）。

称「開示ガイドライン」も改正されており（2023年（令和5年1月））、虚偽記載の責任について以下の考え方が示されている。

（参考・将来情報の記述と虚偽記載の責任及び任意開示書類の参照について（改正「企業内容等の開示に関する留意事項について」（開示ガイドライン）における考え方））

- ・サステナビリティ情報をはじめとした将来情報の記載について、将来情報に関する経営者の認識及びその前提となる事実や仮定等について合理的な記載がされる場合や、将来情報について社内で適切な検討を経た上で、その旨が、検討された事実や仮定等とともに記載されている場合には、記載した将来情報と実際の結果が異なる場合でも、直ちに虚偽記載の責任を負うものではない。
- ・サステナビリティ情報や取締役会等の活動状況の記載については、その詳細な情報について、任意開示書類を参照することができる。また、任意開示書類に明らかに重要な虚偽があることを知りながら参照する等、当該任意開示書類の参照自体が有価証券報告書等の重要な虚偽記載等になり得る場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽をもって直ちに虚偽記載等の責任を問われるものではない。

Ⅲ アンケート調査に基づく各社の状況

1. アンケート調査の概要

本章では、前章で確認した法的な枠組みを前提に、監査役等の有価証券報告書の作成プロセスへの関与に係る実態について、アンケート調査の結果を基に考察する。当協会では、以前の調査において概括的に「有価証券報告書の監査」についての設問を設けていた⁴が、今回の検討に即し、より詳細な項目を設定した上で改めて調査を実施することとしたものである。アンケートは、当協会会員に対し、「有価証券報告書提出会社の方」で、かつ、「有価証券報告書の監査を行っている方」に回答を依頼する形式で2023年8月に実施し、744件の回答を得た。

アンケートの設問は、各社の属性（機関設計、決算月、資本金区分、上場分類）をお尋ねする設問群に続いて、大きく「総論」と「各論」の2つのセクションに分ける構成とした。まず、「総論」パートでは、各社の有価証券報告書の作成プロセスや、それに対する監査役等の関与の方法について大枠でお尋ねした。続く「各論」パートでは、有価証券報告書の記載のうち、監査役等として確認することが考えられる主要な箇所に応じて、各社の具体的な方法をお尋ねした。

「総論」パート	「各論」パート
<ul style="list-style-type: none">・有価証券報告書の作成プロセス (取締役会への付議状況／作成担当部署)・監査役等の関与 (監査役会等への付議状況／ドラフトの入手時期／作成担当部署への監査活動)・いわゆる「統合報告書」について	<ul style="list-style-type: none">・有価証券報告書の以下の箇所に係る監査役等としての具体的な確認方法<ul style="list-style-type: none">・第2【事業の状況】 2【サステナビリティに関する考え方や取組】3【事業等のリスク】・第4【提出会社の状況】 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】・第5【経理の状況】・上記確認に際しての工夫

(※) 上記表右側では有価証券報告書の記載順としているが、アンケート設問及び本報告書

⁴ 「役員等の構成の変化などに関する第22回インターネット・アンケート」

監査役(会)設置会社版問10-5 監査役の有価証券報告書の監査の有無

1. 監査している：1095社(74.3%)、2. 監査していない：378社(25.7%)

同問10-6 有価証券報告書の監査内容(複数回答可)

1. 有報作成の業務プロセスを監査：504社(46.0%)、2. 有報に関する取締役会決議などの承認プロセスを監査：650社(59.4%)、3. 有報のうち財務情報を監査：624社(57.0%)、4. 有報のうち非財務情報を監査：809社(73.9%)

(両設問共に、機関設計による顕著な差はみられない)

では適宜記載順を入れ替えている。

以下では、各設問の回答の傾向に加えて、他社にとって参考になるとと思われる個別回答を紹介する。

2. 総論

(1) 有価証券報告書の作成プロセス

①機関決定の方法

監査役等による監査活動の前提として、まず、各社において有価証券報告書がどのようなプロセスで作成されているかを確認する必要がある。そこで、アンケートにおいては、まず、有価証券報告書の取締役会への付議状況、さらに、もし取締役会に付議されていない場合には、具体的にどのようなプロセスで最終的に確定しているのかについて回答を求めることとした。

ア 取締役会への付議状況（アンケート問 5、選択形式）

まず、有価証券報告書については、全体の 53.6%の会社で決議事項として取締役会に付議されており、報告事項として付議されている会社を含めると、8割以上の会社で何らかの形で取締役会に付議されている。

なお、機関設計間の比較をしてみると、監査役会設置会社、監査等委員会設置会社においては、ほぼ上記全体傾向に沿った結果となっている一方で、指名委員会等設置会社の場合、決議事項として付議されている会社の割合が最も少なく（14.3%）、半数以上の会社（52.4%）で取締役会には付議されていないという状況であった。

イ 取締役会に付議されていない場合の確定方法（アンケート問 6、自由記載形式）

続いて、取締役会に付議されていない会社では、どのような手順で確定されているのかをみると、傾向としては取締役会以外の会議体での承認を行っている会社と、社内稟議による承認としている会社に大別されるようである。取締役会以外の会議体での承認との回答では、経営会議⁵、情報開示に係る委員会、常務会等が挙げられている。また、社内稟議による承認との回答では、社長決裁としているとの回答がある⁶一方、担当部門ベースで完結しているとの回答もあった。

なお、個別の回答では、例えばサステナビリティ関連事項についてのみ取締役会に付議したとの回答もあり、全体として一律に機関決定を行うのではなく、記載事項（内容）によってプロセスを分けるという会社もあることが明らかとなった。

また、会社側での機関決定プロセスに加えて、内容面の確認に係るプロセスに言及した回答もあった。具体的には、後述する監査役等の関与のほか、監査法人その他の外部機関による審査というコメントが寄せられている。

⁵ 記述回答に「経営会議」の文言が含まれる回答は 129 社中 21 社。

⁶ 同様に、記述回答に「社長」の文言が含まれる回答は 129 社中 30 社。

②作成担当部署

続いて、各社における有価証券報告書の作成担当部署と、複数部署が作成を担当している場合の分担や統括担当の状況について状況を確認する。

ア 作成担当部署（アンケート問 10、複数回答可による選択形式）

作成担当部署としては、全体の 89.8%の会社において経理・財務部門が含まれており、続いて経営企画部門が 38.7%、総務部門が 38.4%となっているほか、13.0%の会社では監査役等スタッフも有価証券報告書の作成に関与している（作成担当部署は経理・財務部門のみとの回答は 37.2%であった）。

イ 分担等の状況（アンケート問 11、自由記載形式）

複数の部署が作成に関与している場合、その分担としては、財務情報について経理・財務部門が担当し、非財務情報については総務部門その他の関係部署が担当するケースが大半であるが、その上で作成プロセス全体の統括は経理・財務部門が担っているとの回答が多い⁷。

これらの部署に対する監査役等の監査活動の状況については次項（2）③において確認する。

（2）監査役等としての監査活動

①監査役会等への付議（アンケート問 7、選択形式）

個別の監査活動の状況に先立ち、最初に、監査役会等における有価証券報告書の取扱いの状況を確認する。アンケートでは、監査役会等への有価証券報告書の付議状況についてお尋ねした。監査役会等に決議事項⁸として付議されている会社は全体の 11.9%、報告事項として付議されている会社は全体の 19.8%であり、過半数（56.6%）の会社では「付議されていないが適宜共有されている」という回答であった。一方、「付議されておらず特段の共有もされていない」との回答は全体の 11.7%であった。

②有価証券報告書のドラフトの入手

ア ドラフトの入手時期（アンケート問 8、数値入力形式）

後述するように、監査役等の有価証券報告書の作成プロセスへの関与の方法としては、記載内容の確認が中心となっている。そこで、アンケートでは、監査役等が有価証券報告書のドラフトを入手する時期について、「有価証券報告書の提出から遡って〇日前」との形式でお尋ねした（部分的に先行して入手しているものがある場合には当該先行入手のタイミング）。その結果、入手時期は、全体の平均では 19.73 日前という結果であった。なお、全体

⁷ 記述回答において「統括」の文言が含まれる回答 112 社のうち、70 社において全体の統括は経理・財務部門が行っている旨が記載されていた。それ以外の会社では、総務部門や経営企画部門、広報部門等が全体を統括し、「経理の状況」について経理・財務部門が担当する会社が主流であった。

⁸ ここでいう「決議」とは、原案に対して監査役会等としての意見やコメントを決議する場合を想定しており、その旨アンケート設問においても明記している。今回のアンケートでは調査を行っていないが、監査役会等において、有価証券報告書に関しどのような決議を行うのか、執行側に対してどのようにフィードバックを行うのかについては、検討の対象となり得る論点といえる。

の2割程度の会社が提出の1週間前以内、全体の半数以上の会社が提出の2週間前以内という回答であった。

イ 部分的に先行して入手した箇所（アンケート問9、自由記載形式）

さらに、先行して入手した箇所についてもお尋ねしたところ、先行して入手したパートとしては、監査役等に関わりの深い「コーポレート・ガバナンスの状況等」、とりわけ「監査の状況」との回答が多い。その一方で、全体にわたって入手しているとのコメントもあった。その他、本年から新たに記載項目として追加された「サステナビリティに関する考え方」を挙げる回答も一定数あり、当該箇所を含め、重要な追加や更新が生じる箇所は先行して入手しているとの回答もあった。

③有価証券報告書の作成担当部署に対する監査活動（アンケート問12、自由記載形式）

前述した作成担当部署に対する具体的な監査活動の方法については、とりわけドラフト確認以前の段階としては、定例ミーティングの設定や会議への出席等により、開示の大枠の方針等の早期段階から記載の方向性について把握しているとの回答がみられた。また、そうした場での確認事項として、開示に係る各種法制度改正の認識状況について把握しているかどうかを挙げる例も見られた。以下においては、各社の記述回答の中から参考となる事例を紹介する。

○有報作成担当部署に対する具体的な監査活動の参考事例

具体的な監査活動例	資本金 区分	上場分 類	機関設 計
有価証券報告書作成のための原データを原則として全て入手し、全ての項目について突合してチェックを行う。その結果を、コメントとしてまとめて作成部署にフィードバックし、修正してもらうプロセスを毎回実施している。修正・確認コメント数は20個～50個程度にのぼる。	1億円以上～5億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
内部統制の個別決算プロセスの有価証券のチェックリストの確認と総務、経理、企画等、各部門へのヒアリングと状況により実査を確認する。KAMは監査法人に事前にすりあわせを実施して、リスク事項の意識合わせをして、非常勤監査役とも意見交換する。	1億円以上～5億円未満	スタンダード	監査役（会）設置会社
①経営企画部門との間で定例の週次ミーティングを開催している。その中で、有価証券報告書や四半期報告書の作成プロセスおよびその有効性に関して適宜情報収集を実施している。②また、有価証券報告書などの内容を通読している会計監査人との間で実施中の「監査役と会計監査人とのコミュニケーション」の中で、会計監査人の気づき事項をヒアリングしている。	1億円以上～5億円未満	グロース	監査役（会）設置会社
経営企画部門とは毎月月次決算のタイミングで、面談を行っており、有価証券報告書の作成状況等についても情報共有、意見交換を行っている。	5億円以上～10億円未満	グロース	監査役（会）設置会社
・財務担当執行役員の主催する開示検討会議への参加、社内グループウェア閲覧等による原案策定過程の検証、および会計監査人からの監査結果（金商法）説明聴取等により監査を実施。 ・「有価証券報告書の様式等のチェックリスト」をベースにした検証。（※日本監査役協会の監査業務支援ツール(C-3①)を基に適宜項目を加除整理し作成。）	5億円以上～10億円未満	スタンダード	監査役（会）設置会社

概ね2週間程度前のタイミングで開催する有価証券報告書原案の内容確認会に参加し、記載内容、確認会におけるチェック・議論の状況を監査するとともに、確認会開催前に配布される原案に事前に目を通して気付いた事項等に関する意見を表明する。	70億円以上～100億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
会計上の見積りで、将来キャッシュフローが必要な場合の算出根拠のヒアリングを実施。 事業の状況等含め、実施事項を過大に表現していないか、将来の目標値が適切(頑張れば達成可能な数値)であるかを監査する。	100億円以上～200億円未満	プライム	監査役(会)設置会社
例えば「人的資本開示」の所管部署である人事部に対しては、昨年度の部長ヒアリングで人的資本経営の実際の取組や開示の方針等を確認。 そのうえで、当該部分の有報ドラフトの早期共有を人事部に要請し、常勤の監査等委員が内容を確認のうえ非常勤の監査委員と共有。	100億円以上～200億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
・企業内容等の開示に関する内閣府令の改正や、コーポレートガバナンス・コードの改訂などについて、作成担当部署に対し、内容の認識度合いや、記載方法の方向性などをヒアリングしている。	200億円以上～500億円未満	プライム	監査役(会)設置会社
適時開示に係る社内体制としてディスクロージャー委員会が設置されており、常勤監査委員が本会議に陪席し、有価証券報告書の内容及び審議の状況を確認している。	500億円以上	プライム	指名委員会等設置会社

(3) 統合報告書

ここで、有価証券報告書の作成プロセスに直接含まれるものではないが、いわゆる「統合報告書」(「アニュアルレポート」「ビジネスレポート」等、名称は問わない。以下、「統合報告書」という)に係る状況を確認する。統合報告書とは、財務情報と非財務情報を統合し、企業の価値創造プロセスや戦略を投資家やステークホルダーに伝える資料であり、近時その重要性が増している。とりわけ、サステナビリティ関連の記載に関しては、従来統合報告書を作成しており、その中で記載がなされている場合、本年から求められることとなった有価証券報告書における開示においても、その記載をベースとすることが考えられる。そこで、アンケート調査では、まず、統合報告書の作成の有無をお尋ねし、さらに、作成している会社において、監査役等として記載方法について何らかの確認をしているかを(している場合には具体的な方法も含めて)お尋ねした。

ア 統合報告書の作成の有無(アンケート問13、選択形式)

作成している会社は全体の41.4%であるが、上場分類別にみると東証プライム市場上場会社では61.5%(スタンダード市場で14.8%、グロース市場で9.2%)となっており、また、資本金区分でみると資本金規模に比例して作成している会社の割合が増加している(資本金500億円以上の会社では96.2%の会社が作成している)。

イ 監査役等としての記載内容の確認(アンケート問14、自由記載形式)

統合報告書を作成している会社のうち、半数以上において、監査役等による確認をしているとしてその具体的な内容についての回答があった⁹。監査役等による具体的な確認方法と

⁹ 「確認していない」「特になし」等、確認を実施していない趣旨の回答を除外した記述回答は170社であり、統合報告書を作成していると回答した会社のうち55.4%となる。

しては、まず、ドラフトの確認として、記載内容が現状と一致しているか、他の開示内容との齟齬がないかの確認が主であり、全体を通して通読をしているとの回答もある一方、コーポレート・ガバナンス等の監査役等に係るパートに絞って確認しているとのコメントもみられた¹⁰（ドラフトの確認のほか、必要に応じて意見交換、質問等の対応をしている例もあった）。

3. 各論

（1）経理の状況

有価証券報告書における財務諸表及び連結財務諸表に対する監査役等の対応は、前述のとおり、基本的には会社法上の会計監査がこれに相当するといえる。その上で、アンケートでは、財務情報の記載（第5【経理の状況】）につき、監査役等としてどのような確認を行っているかを、数値等の記載内容を含めた確認を行っているかどうか、行っている場合には具体的な確認方法はどのようなものであるかについてお尋ねした。

ア 確認の範囲（アンケート問 15、選択形式）

「数値等の記載内容を含めた確認を行っている」会社は、全体の43.0%であり、「プロセスについてのみ確認を行っている」との回答（全体の35.5%）を上回った。一方、「特に確認は行っていない」との回答は全体の18.9%であった。

イ 具体的な確認方法（アンケート問 16、自由記載形式）

具体的な確認方法としては、原資料の入手による確認を行っている例のほか、会社法の計算関係書類や決算短信との整合性の確認や、前年度との比較で大幅な数値の変動（異常値）があった項目の確認（経理部門への照会）等が挙げられる。また、社外監査役等の属性（公認会計士）を活用し、当該監査役等が確認を行っているとの回答もあった。

○「経理の状況」に関する具体的な確認方法の参考事例

具体的な確認方法例	資本金 区分	上場分 類	機関設 計
有価証券報告書作成のための原データを原則として全て入手し、全ての項目について突合してチェックを行う。その結果を、コメントとしてまとめて作成部署にフィードバックし、修正してもらうプロセスを毎回実施している。修正・確認コメント数は20個～50個程度にのぼる。	1億円以上～5億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
原資料（連結精算表や個別計算資料）との数字の比較と%などの個別計算指数を原資料から電卓にて確認する（個別計算指数は計算資料にて確認できるが、転記を信用せず、確認する）	1億円以上～5億円未満	グロース	監査役（会）設置会社
数字等内容について、可能な限り経理部門が作成した資料を入手し確認している。また、会社法の計算関係書類や決算短信との整合性も含め行っている。	5億円以上～10億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
新たな会計基準及び金商法改正の適合性及び前年の有価証券報告書、当年の四半期報告書、決算短信、計算書類等の他の開示資料	10億円以上～30億	スタンダード	監査等委員会設置

¹⁰ 記述回答に「ガバナンス」の文言が含まれる回答は170社中14社。

との整合性をチェックしている。	円未満		会社
社外監査役（公認会計士）の方が異常数値等がないか、もしあればその理由を含め確認している。	10 億円以上～30 億円未満	プライム	監査役（会）設置会社
連結財務諸表：・各社試算表との照合 ・組替開示数値との照合 ・非財務情報の数値は担当部門が、作成した根拠書類と照合 ・決算短信と有価証券報告書との照合 単体（提出会社）：上記に準じる	10 億円以上～30 億円未満	スタンダード	監査役（会）設置会社
元々の経理資料の BS、P/L、C/F 等との照合。但し、重要部、小計、合計等のみ。元々の計算書類等は、決算資料として株主総会用資料としてチェック済み。	30 億円以上～50 億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
他の書類との数字の整合性の確認、大きな変動があった勘定項目の事由、その他記載内容で気になる点を経理へ確認	70 億円以上～100 億円未満	その他上場	監査役（会）設置会社
ドラフト段階で、財務数値については前期比較等による異常値等の有無やその内容について必要に応じて財務・経理部門に確認。注記等については、開示府令に沿った記載であることや前期の記載内容との比較等により記載内容の適正性を確認。	500 億円以上	プライム	指名委員会等設置会社
注記を通読し、違和感がないか確認している。（連結財務諸表・財務諸表は、決算短信作成時に前期著変項目を中心に数値を確認している。）	500 億円以上	プライム	監査役（会）設置会社

（２）コーポレート・ガバナンスの状況等

①監査役会等の活動状況（アンケート問 17、選択形式）

「第 4 【提出会社の状況】 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】」のうち、監査役等自身に係る事項の開示である「監査役会等の活動状況」における記載については、これまで当協会でも制度の導入及び改定のタイミングで留意事項の取りまとめを行ってきたところである¹¹。当該箇所においては、個社の活動状況が利用者にとって分かりやすくなるような具体的な記載が求められるが、具体的な対応方法は、監査役等と執行側（作成担当部署）のいずれにおいて起案が行われるか、また、補助使用人（スタッフ）の設置の有無等、個社の環境によって大きく異なることが想定される。そこで、アンケートにおいては、この点について、いずれの側で起案がなされているかをお尋ねした。

その結果、監査役（会）等側で起案をしているとの回答は全体の 40.0%であり、半数以上の会社では執行側による起案が行われているという状況であった。

執行側で起案を行う場合、記載内容の基となる情報を監査役（会）等側が用意して作成担当部署に提出し、執行側で起案が進められた上で、原稿段階での記載内容の確認と必要に応じて修正が行われるのが典型的な流れと思われる。

¹¹ 『企業内容等の開示に関する内閣府令』における『監査役監査の状況』の記載について（2019 年 4 月 16 日）、「2019 年 3 月期有価証券報告書の記載について（監査役会等の活動状況）」（2019 年 11 月 26 日）、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正を受けて（2023 年 3 月 16 日）。なお、本年の改正においては、活動状況の 1 項目として、従来示されていた「主な検討事項」が「具体的な検討内容」に変更されている（第二号様式「記載上の注意」（56）「監査の状況」 a(b)）。この点については、開示事項を実質的に変更するものではなく、既存の趣旨を明確化するための改正である旨が金融庁より示されている（「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（No. 313））。

②その他（アンケート問 18、自由記載形式）

一方、上記以外の記載については、委員会等への陪席による状況の確認と意見交換、コーポレート・ガバナンス報告書をはじめとする他の開示書類との整合性の確認を挙げる回答が多くみられた。

○「コーポレート・ガバナンスの状況等」に関する具体的な確認方法の参考事例

具体的な確認方法例	資本金 区分	上場分 類	機関設 計
上記のコーポレートガバナンス委員会に参加して、他社事例や動向を踏まえて、オブザーバとして意見交換している。また、その内容は、非常勤監査役とも情報共有している。	1 億円以上～5 億円未満	スタンダード	監査役（会）設置会社
①管理本部から定期的に「報告・聴取」を実施していて、その中で、常に「コーポレートガバナンス」のアップデートと現状確認を実施している。 ②その中で、特に、「内部統制システムの構築・運用状況のトピックス」については文書で報告を求めている。	1 億円以上～5 億円未満	グロース	監査役（会）設置会社
内部統制監査の状況について、担当部署である内部監査室にて作成される月次報告書、および内部監査室との面談により、確認を行っている。	1 億円以上～5 億円未満	スタンダード	監査役（会）設置会社
有価証券報告書作成に係る実務者のワーキンググループである「開示検討会議」への陪席（前年度記載内容と今年度の変更(案)を新旧対照表のように左右に並べた資料を見ながら、変更箇所の内容や変更する目的・趣旨の説明を聴取する）、社内グループウェア（業務用社内メール等のシステム）上で WG サイトにアクセスし、ワーキンググループ内の有報原稿のアップデート状況を適宜フォローしています。 上記のような検証活動により、記載内容が妥当か・納得感があるか、常勤監査役として自社内部の諸活動を見聞きして培った知見を基に、原案作成プロセスと成果物の内容骨子の適切性を評価しています。	5 億円以上～10 億円未満	スタンダード	監査役（会）設置会社
内閣府令の改正に伴う前年度からの変更点、コーポレート・ガバナンス報告書との整合性を軸に確認	30 億円以上～50 億円未満	プライム	監査役（会）設置会社
別途作成された CG コードの各原則において COMPLY された説明内容及び業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況を参照するなどして確認しています。	30 億円以上～50 億円未満	プライム	監査役（会）設置会社
会議体については、参加している場合もあり直接確認できるものがある。その他は、執行側の稟議書類、規定類等を確認している。	30 億円以上～50 億円未満	スタンダード	監査役（会）設置会社
執行側の原案について、重要な会議の出席や内部統制システムを利用した組織監査など、監査等委員会の日々の活動の結果として得た事実や情報等を基に記載を加除修正する等、確認を行っている。	30 億円以上～50 億円未満	スタンダード	監査等委員会設置会社
前年度との記載内容の差分について、担当部署にヒアリングを行って確認している。 また、当事業年度に内部統制システムの基本方針に改訂があった場合は、その内容が反映されているか確認している。	70 億円以上～100 億円未満	プライム	監査役（会）設置会社
2023 年（令和 5 年）1 月 31 日付けの「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正に係る対応状況を、社内取締役による戦略会議の資料および議事録閲覧、経営会議（常勤監査役メンバーで 1 回/月）および取締役会での報告内容を特に注意して確認した。	70 億円以上～100 億円未満	プライム	監査役（会）設置会社

(3) 事業等のリスク（アンケート問 19、自由記載形式）

「事業等のリスク」（第2【事業の状況】3【事業等のリスク】）については、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性という観点から、影響度の大きさに優先順位を付けた開示や、リスクの見直しの定期的な実施と、見直しの体制やプロセス、変更されたリスクが分かるような記載及び変更となった理由の開示が有用である旨が金融庁の好事例集でも示されている。

アンケートの回答をみると、本記載に係る対応は、会社としてのリスク管理体制に対する監査活動と一致する面が大きいように思われる。具体的には、経営会議やリスク管理委員会等、リスクの評価・管理を行う会議体に参加し、そこで得た情報を基に検討を行った上で、ドラフトの記載内容を確認する、というプロセスを挙げる例が多くみられた。

○「事業等のリスク」に関する具体的な確認方法の参考事例

具体的な確認方法例	資本金 区分	上場分 類	機関設 計
業務監査における実態把握を踏まえた、リスクマネジメント・リスクコンプライアンス委員会の議事録等との整合性検証	1億円以上～5億円未満	グロース	監査等委員会設置会社
事業等のリスクに関しては、有価証券報告書作成とは別に、監査等委員会で議論し、また、代表取締役ともディスカッションしている。その結果を基に、もし、有価証券報告書における記述が不適当・不足である場合には、指摘して改訂をして頂く。	1億円以上～5億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
近年クローズアップされる傾向にあるリスクの記載を注視して質問した。 (感染症、気候変動、調達、レピュテーションリスク他)	1億円以上～5億円未満	スタンダード	監査等委員会設置会社
次年度経営計画策定のインプットとして10月にリスク管理担当取締役が行う全取締役のリスク認識のまとめ資料と有価証券報告書の比較	1億円以上～5億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
①監査役として、「期初・期中・期末のリスク評価」と「リスク台帳」「リスクマップ」の作成を実施している。 ②執行サイドのリスク評価については「リスクマネジメント委員会」にオブ参加して、そのリスク評価をモニタリングしている。	1億円以上～5億円未満	グロース	監査役(会)設置会社
「事業等のリスク」は、有価証券報告書を作成する際に「さてきて、今年はどうするかなあ」と取り掛かるようなものではなく、普段から社内で意識されるべきものであると認識しています。 監査役会では、毎年「監査役会の監査計画」を策定するに当たって、その事前分析として自社グループ全体を俯瞰した「リスクアセスメント」を行っています。(監査資源の効率的利用のため、リスクベースアプローチにより重点的に監査をすべき部門・分野を評価しています。) その「リスクアセスメント」の出発点として、事業等のリスクに挙げた各リスクを基に、発生可能性・経営への影響度の2軸で評価し、コントロール(内部統制)によるリスク緩和を勘案した残存リスクの高低でグラフにプロットしたものを描いて、監査役会で共有・意見交換を実施(取締役会へも報告(紹介))しています。こうした年間サイクルの中で、社長・管理部門役員・経営職層と	5億円以上～10億円未満	スタンダード	監査役(会)設置会社

リスク認識を共有していることから、有報作成時期において執行側が「事業等のリスク」の文案見直し案を提示してきた際にも、常勤監査役としても慌てることなく「違和感ない」「納得感ある」といった意見交換・内容の検証が行えていると思っています。 なお、弊社は三線モデルの2線に当たる専担のリスク管理部門はありません。リスク管理経験の豊富な社外・常勤監査役（1名）が、リスク管理のマネジメントに関し執行側を啓蒙・教育しています。			
「事業等のリスク」は、リスク管理・コンプライアンス委員会で事前に決議された後、取締役会で決議されているので、それとの整合性を確認している。	10億円以上～30億円未満	スタンダード	監査役（会）設置会社
有価証券報告書の記載より前に、会社法の監査報告書に大きく影響する部分であるとの認識のもと、執行部門の事業報告での原稿段階から監査委員会スタッフを通じて作成状況や内容を確認している。	500億円以上	プライム	指名委員会等設置会社
記載事項に誤謬等がないかを確認している。リスク管理委員に対し、監査部と連携を取りながら、対面で進捗状況をヒアリングしている。また、リスク管理委員会の全体会議に常勤監査役も出席して状況確認やアドバイスを実施している。	500億円以上	プライム	監査役（会）設置会社
常勤監査役が毎年定期的で開催されるグループESG推進会議に出席し、事業環境面でのリスク、コンプライアンス面での課題、人権・サステナビリティに対する方針や活動内容等について把握しているとともに、会社法監査における事業報告並びに附属明細書等の監査を通じて確認をしている。	500億円以上	プライム	監査役（会）設置会社

（４）サステナビリティに関する考え方及び取組（アンケート問 20、自由記載形式）

「サステナビリティに関する考え方及び取組」（第2【事業の状況】2）は、改正開示府令において新設された項目である。当該項目では、ガバナンス（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう）及びリスク管理（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう）についての記載、並びに戦略（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう）並びに指標及び目標（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう）のうち重要なものについての記載が求められることとなった。

しかしながら、開示府令においては具体的な記載方法については詳細に規定されていないため、各社においては、従来のサステナビリティに係る任意開示の取組み（開示の有無、方針の有無や内容、ガバナンス体制の整備状況等）も前提にしつつ個々に対応を進めることが求められる状況である。監査役等はそのような方法で確認を行ったのかについても、各社のここまでの取組み状況が大きく反映されている様子がうかがえる。具体的な確認方法としては、サステナビリティ委員会等の会議体への陪席や、既に先行して行っている任意開示との整合性の確認が挙げられている。

また、前述のとおり、サステナビリティに係る記載は将来情報が中心となることを受け、虚偽記載に当たらないかどうかには注意を払っているとの回答が他の項目に比して多くみられた点は特徴的といえる。

○「サステナビリティに関する考え方及び取組」に関する具体的な確認方法の参考事例

具体的な確認方法例	資本金 区分	上場分 類	機関設 計
「多様性」をテーマに、女性3部長と意見交換会開催。代表取締役・社外取締役と監査等委員の意見交換会も実施した。プロパーの女性役員登用のための具体的な行動計画が必要と考えている。	1億円以上～5億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
今回2023年3月期の本件にかかる具体的な監査活動としては、①財務担当役員の主催する開示検討部会への陪席（議論を聞き、開示内容の書き振りだけでなく開示の考え方・姿勢を見る）、②ワーキンググループから説明聴取、③金融庁好事例集の閲覧・他社事例から得た知見から、自社書き振りを検証する等が挙げられます。	5億円以上～10億円未満	スタンダード	監査役（会）設置会社
会社として今年度から取組み始めた所であり、まずは担当部門およびそのメンバーの役割確認（トップから何をインプットされどんなアウトプットを求められているか）を確認しようと考えている。	10億円以上～30億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
サステナビリティについては、取締役会にて基本方針を定め、対応状況は四半期毎に総務人事部より取締役会に報告されている為、その内容と整合しているかを確認している。	30億円以上～50億円未満	スタンダード	監査等委員会設置会社
どうしても執行側は良く見せたいので、ややリップサービスの表現があったため、とにかく実施していないことは書かない、虚偽記載にならないよう注意喚起している。	100億円以上～200億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
「人的資本開示」以外の部分については、先行してホームページや統合報告書にて開示していることから、それとの整合などを念頭に置きながら通読のうえ、必要に応じ所管部署の部長や担当者に内容について確認をしている。	100億円以上～200億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
情報の作成プロセスが整備されているかという点を内部監査部門に監査をさせて、監査等委員会として報告を受けている。また、サステナビリティ情報欄に記載されている情報が虚偽記載に当たらないかという観点から確認を行っている。	100億円以上～200億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
○監査等委員会委員長が、サステナビリティ推進会議に出席し、記載方針・記載内容の審議状況を確認、必要に応じて意見。 ○監査等委員会にて、サステナビリティ関連記載事項に係る記載方針や記載内容を報告（2022年度有報から実施）	500億円以上	プライム	監査等委員会設置会社

（5）監査活動を行うに際しての工夫（アンケート問21、自由記載形式）

では、ここまで確認してきた監査活動の実施に際して、監査役等として、作業の網羅性、正確性、効率性等の観点から、どのような工夫をすることが考えられるか。各社において実際に行っている工夫をお尋ねしたところ、チェックリストの活用を挙げる回答は非常に多くみられた（32.7%の回答で「チェックリスト」の文言が含まれている）ほか、前年度の有価証券報告書との比較¹²や、監査役等の間での分担¹³を挙げる回答もみられた。

¹² 記述回答に「比較」の文言が含まれる回答は27社。なお、比較対象としては、前年度の有価証券報告書以外に、自社の他の開示書類や、他社開示書類を挙げる回答もみられた。

¹³ 記述回答に「分担」の文言が含まれる回答は14社。ただし、判断の一貫性確保の観点から、あえて監査役等間での分担をしていないとの回答もみられた。

○監査活動を行うに際しての具体的な工夫の参考事例

具体的な工夫の例	資本金 区分	上場分 類	機関設 計
日本監査役協会の監査業務支援ツール(C-3①)を基に適宜項目を加除整理し、監査調書の付属資料(チェックリスト)として活用しています。 本件にかかる業務監査に当たっては、チェックリストを使うことにより網羅性・正確性・効率性を担保できるメリットがあります。また(なぜその項目をチェックするのかという問いに対する)チェック項目の「権威付け」(監査役会での説明力)に有効と考えています。	5億円以上～10億円未満	スタンダード	監査役(会)設置会社
チェック表を作成し監査状況表に添付し残す。 期末監査チェック表(「事業報告とその附属明細書の監査」「計算書類とその附属明細書の監査」「会計監査人監査の相当性判断」「有価証券報告書」「KAM」)	10億円以上～30億円未満	スタンダード	監査等委員会設置会社
自分自身が経理担当でプロセス全体を理解している。網羅性に100%確信があるわけではないが、1年間の事業活動の推移を見ているので、記載の修正が必要な項目は理解している。網羅性の観点では、外部サポート業者のチェックを受けている。	10億円以上～30億円未満	プライム	監査等委員会設置会社
会社の情報を入手することが一番大切です。よって重要会議への出席、経営者等とのディスカッション、稟議書の確認、監査法人・内部監査部門とのコミュニケーションを重要視しております。	30億円以上～50億円未満	プライム	監査役(会)設置会社
有価証券報告書の記載事項に関しては、取り纏め部門が作成項目、今回のポイント(新規項目、前年度からの変更点等(開示府令改正等への対応を含む))を一覧整理しており、監査活動においてもこれをベースに網羅性を確認する。また作成内容の正確性については、それぞれが基本的に執行役会議、執行役会議の委嘱委員会、取締役会等の審議・報告事項等として取扱われる過程にて確認されていると考えている。この全体の作成と確認プロセスで効率性も確保できていると考えている。	500億円以上	プライム	指名委員会等設置会社
事業のプロセス監査に力を入れている。重要会議への出席、連結決算資料の財務報告、グループ会社役員との面談、往査等、日常の監査活動から得た情報を持って、有価証券報告書の確認に臨んでいる。	500億円以上	プライム	監査役(会)設置会社
関係する法令などに改正があった場合、ドラフト作成前にそれに対する対応方針などを確認する。また、ドラフトは早めに入手し、確認できる回数を増やすように努めている。	500億円以上	プライム	監査役(会)設置会社

IV 監査役等としての対応を検討する上でのポイント

これまで確認してきたように、各社における有価証券報告書の作成プロセスは、作成に関与する部署の範囲や機関決定プロセス、時系列も含めて様々であり、さらに監査役等の側のリソースも各社によって異なっている。そのため、監査役等としての対応に関する一律の指針を提示することは難しい。

そこでまず、当協会において公表している「新任監査役ガイド」(以下、「ガイド」という)における、有価証券報告書の監査に係る記載の抜粋を以下に紹介する。同記載は、一律の指針ではなく、「監査を行う場合に、どのようなポイントに重点を置くべきか」という観点で取りまとめている。

※参考 「新任監査役ガイド」Q64 (抜粋)

3. 有価証券報告書の監査のポイント (注)

(注) 有価証券報告書について、体制の監査にとどめる場合は、①及び⑥に重点を置いて監査を実施します。

- ① 有価証券報告書の作成・開示体制(金商法の内部統制)が整備されているか。
- ② 会社の実情に精通している監査役の目からみて、開示情報に法令違反や重要な誤りがな
いか、報告の内容が誤解を生じさせるものでないか(基準 45①)。
- ③ 特に、「第2 事業の状況」中の「1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「3.
事業等のリスク」、「4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状
況の分析」、及び「第4 提出会社の状況」中の「4. コーポレート・ガバナンスの状況
等」は、経営者の意見・判断を示す内容であり、投資家が着目する情報なので、監査役
の視点に立ってしっかり監査することが必要。また、監査役会等の「活動の状況」につ
いて具体的かつ分かりやすい記載が求められている。監査役はこれらの記載について検
討し、適切な開示となるように努めなければならない。
- ④ 監査の作業量が多くなるので、できるだけ早く草稿の段階から原案を入手して、前年度
の有価証券報告書と対比しながら、全体を通読して重要な問題点の有無を検証する。ま
た、当期の会社法上の事業報告との比較も有益。
網羅的というよりも、重点事項の重点チェックというスタンスが必要。
- ⑤ 問題点があれば、有価証券報告書作成担当者から説明を受けたり、原資料を問い合わせ
たりして、重要な内容の正確性を確認する。
- ⑥ 監査人から、連結財務諸表、財務諸表の監査の状況及び、その他の会計関連箇所の監査
の状況について説明を受ける。
- ⑦ 有価証券報告書に併せて提出する、代表者の「確認書」と「内部統制報告書」について
も、その内容が適正であることを確認する。

監査役等としての対応を検討する上では、これらのポイントを踏まえつつ、本報告書で紹介してきたアンケート結果や事例を参考にさせていただくことが有用と思われる。

例えば、上記ガイドにおけるポイント①として示されている「有価証券報告書の作成・開示体制」の整備について検討を行う場合には、本報告書Ⅲ 2. (1) で言及した各社における有価証券報告書の作成プロセスが参考となろう。その際には、重要な事項、例えば近時の状況に即するとサステナビリティ関連項目等について取締役会等の場で実質的な議論がなされているか、そしてそれが有価証券報告書の記載に過不足なく反映されるプロセスとなっているかに着目することが考えられる。

また、同じくポイント④では、早期段階での原案の入手と検証について言及がなされている。この点、本報告書Ⅲ 2. (2) ②において監査役等が有価証券報告書のドラフトを入手する時期や、その具体的な箇所の状況について確認したように、監査役等の対応として、重点的に確認することが考えられる項目等に絞って部分的に早期段階のドラフトの入手を試みることが考えられる（また、必ずしもドラフトとしての体裁が整う段階でなくとも、場合によっては記載を予定している事項等について作成担当部門にヒアリングを行って情報を入手する、といった工夫も一考の余地がある）。

さらに、こうした点に加えて、開示府令等の改正に留意することも重要である。ポイント③に示されているように各記載項目について確認していく場合には、本報告書Ⅲ 3. において紹介したような対応を行う前提として、法令の内容を把握し、その要求を満たす開示内容となっているかについて留意していくことが重要となろう。

V おわりに

本報告書冒頭でも言及したように、有価証券報告書については監査役等の監査は法定されておらず、「監査法規委員会」において本論点を検討対象として選定する際にも、どのようにアプローチをしていくべきかについては慎重に議論が行われた。また、今回のアンケートでも、設問の末尾にて、本論点に係る意見や、協会事業に関する要望等をお尋ねする設問を置かせていただいたが、コメントでは、年々記載項目が拡充されていく中で、監査役等としてどこまでの対応ができるのかに対する懸念の声が多く聞かれたところである。

なお、本報告書で言及したサステナビリティ関連の開示については、今後開示基準、さらには将来的な保証の付与に向けた基準の整備が行われていく予定である。これらに対する監査役等の関与については、国際的な議論の動向とそれに基づく日本国内での法整備の動向を注視していく必要があり、当協会としても適時の意見表明や情報発信に努めていきたいと考えている。

また、アンケートの中では、「決算短信に対する関与」についてのコメントもいただいた。今後、四半期開示制度の見直しも予定されており、新しい制度の下では、四半期報告と決算短信の一本化がなされ、決算短信に対する監査人のレビューは任意という建付けとなる。この点に関し、監査役等の実務にどのような影響があるかについては、今後協会にて検討を行い、必要に応じ発信並びに既存公表物の改定といった形で適時の情報提供に努めていく所存である。

ぜひ、本報告書を各社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた一助としてお役立ていただければ幸いである。

以上